

経営所得安定対策だより

平成22年2月3日
第6号
東海農政局



経営所得安定対策だより第6号です。

本年もよろしくお願いたします。

今回は、今年度の手続きと来年度の経営所得安定対策についてお知らせいたします。

<目次>

1. 成績払の交付申請期限のお知らせ
2. 来年度のスケジュールについて
3. 成績払の単価の据置きについて
4. 22年産米における米戸別所得補償モデル事業と収入減少影響緩和対策の調整について
5. 対策加入者の方々へ重要なお知らせ

1. 成績払の交付申請期限のお知らせ



☆早めに交付申請手続きをお済ませください。

平成21年産の成績払の交付申請は、平成22年3月5日（金）までです。

農政事務所では、交付申請のあった順に内容を確認して、交付金をお支払いしています。

最寄りの農政事務所やJAなどにも相談の上、お早めに交付申請手続きをお済ませください。

2. 来年度のスケジュールについて

来年度（22年4月から）の本対策のスケジュールについては従前のとおり変更ありません。

【加入申請 受付期間】

22年4月1日～6月30日まで（22年度加入）

【固定払 交付申請期間】

22年4月1日～9月30日まで（22年度支払）

【成績払 交付申請期間】

23年3月5日まで（22年産）

【収入減少補てん 交付申請期間】

22年4月1日～4月30日まで（21年産）

23年4月1日～4月30日まで（22年産）



3. 22年度の成績払の単価は据置きます。

- 成績払の数量単価は、生産性向上努力を経営安定につなげる観点から、対策導入時より「当面3年間固定する」こととしていましたが、戸別所得補償制度の本格実施を前に、生産現場に混乱を生じることがないように、22年度についても、引き続き成績払の数量単価を据置くことにしました。

<平成22年度の数量当たり単価（全国一律）>

(1) 4麦

(円/単位量)

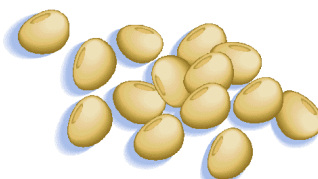
品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦 (60kg当たり)	2,110	1,610	1,460	1,402	950	450	300	242
二条大麦 (50kg当たり)	1,671	1,254	1,129	1,079	705	288	163	113
六条大麦 (50kg当たり)	1,642	1,225	1,100	1,048	676	259	134	82
はだか麦 (60kg当たり)	2,305	1,805	1,655	1,572	1,145	645	495	412



(2) 大豆

(円/60kg)

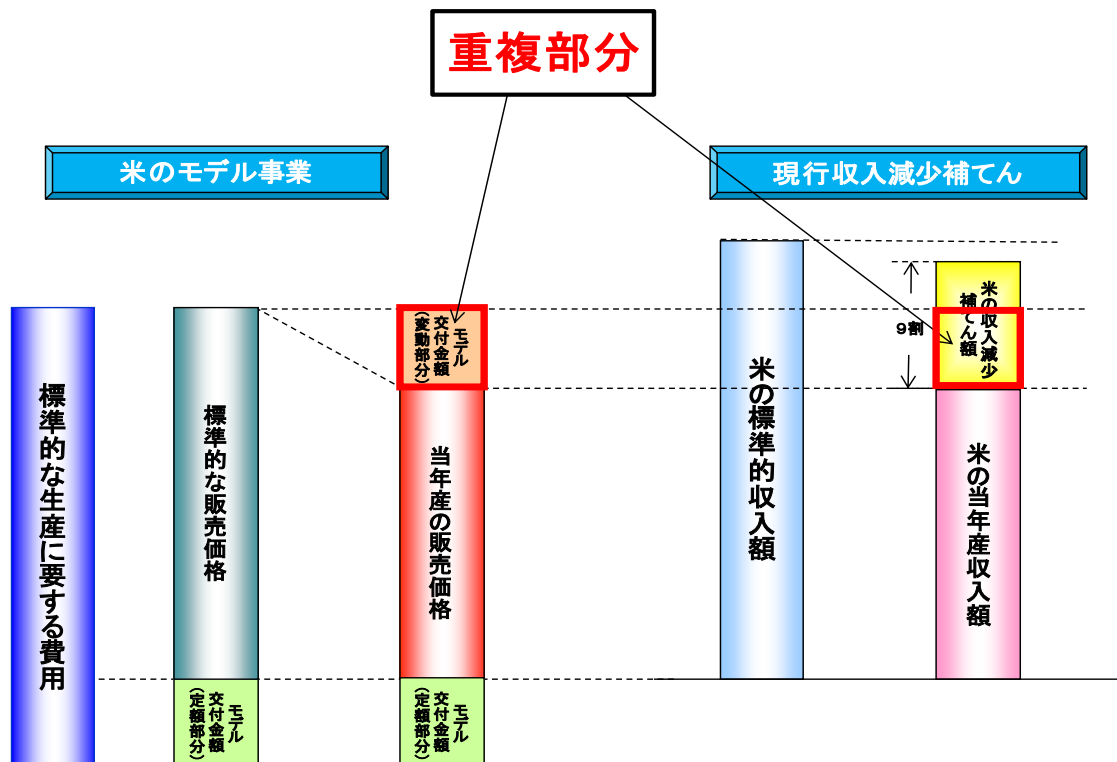
品質区分 (等級)	銘柄等大豆				小粒化等大豆
	1等	2等	3等	特定加工用	1~3等
大豆	3,168	2,736	2,304	1,872	1,872



4. 本年4月から加入申請の受付を行う22年産収入減少影響緩和対策については、米戸別所得補償モデル事業との調整を行います。

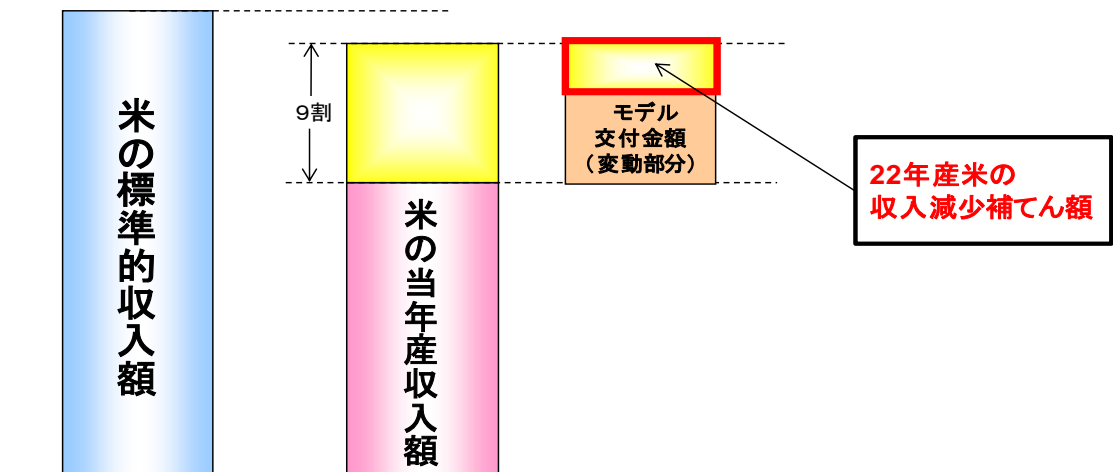
平成22年産米については、米戸別所得補償モデル事業と収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）が同時に実施されますが、**米のモデル事業において変動部分の補てんが行われ、収入減少補てんでも米について補てんが行われる場合には、両制度の補てんの内容が重複しないよう調整する必要があります。**

このため、23年度（23年5月以降）に収入減少補てんの交付金を支払うに当たっては、米の補てん額を計算する際に、米のモデル事業における変動部分の交付金額を控除することとします。



22年産米の収入減少補てん額

$$= (\text{米の標準的収入額} - \text{米の当年産収入額}) \times 0.9 - \text{モデル交付金額(変動部分)}$$



対策加入者の方々への重要なお知らせ

平成22年4月から戸別所得補償モデル対策が実施されます。

平成22年4月から戸別所得補償モデル対策が実施されます。
この対策は、

- ①水田利活用自給力向上事業
 - ②米戸別所得補償モデル事業
- の2つの事業により実施されます。

戸別所得補償モデル対策の実施により、水田経営所得安定対策の交付金のうち固定払と収入減少補てんの取扱いが変わる場合があります。

固定払

麦、大豆から新規需要米に作付転換した場合、麦・大豆の作付転換分に相当する面積分の固定払の交付申請を行わない(辞退する)ことを要件に、戸別所得補償モデル対策の新規需要米の助成を受けることができます。詳細については後日お知らせする予定です。

収入減少補てん

平成22年産米については米戸別所得補償モデル事業と収入減少補てんが同時に実施されますが、補てんの内容が重複しないように、収入減少補てんの交付金で調整します。詳しくは3ページをご覧ください。

収入減少補てんの交付には、従来どおり積立金の積立が必要ですので、積立金の準備をお願いします。

収入減少補てんの交付申請に必要な伝票の整理はできていますか？

収入減少補てんの交付を受けるには、米、麦、大豆の販売数量を証明する必要があります。JAに出荷した数量はJAで証明できますが、米を個人で販売した場合は、販売伝票と検査伝票により、自分で証明することになります。

4月1日から4月30日までの交付申請期間に提出できるよう準備をお願いします！！

【農政局または、お近くの地域課へお問い合わせください】

東海農政局生産経営流通部担い手育成課 TEL 052-223-4626
名古屋市中区三の丸1-2-2

東海農政局消費・安全部地域第一課 TEL 052-763-4342
名古屋市昭和区安田通4-8 尾張地域（一宮市、稲沢市を除く）、知多地域

東海農政局消費・安全部地域第二課 TEL 0532-45-8195
豊橋市富本町国隠20-6 東三河地域

東海農政局消費・安全部地域第三課 TEL 0564-51-5131
岡崎市美合町平端23-70 西三河地域

東海農政局消費・安全部地域第四課 TEL 0567-28-2197
愛西市諏訪町郷浦64-3 海部地域、一宮市、稲沢市